

〔世帯用〕

臨時福祉給付金 申請書(請求書)

市区町村
受付印

平成26年1月1日時点の住民票所在市区町村

北相木村長 井出 高明 殿

1. 申請・受給者

記入日 平成 年 月 日

(フリガナ) 氏名		性別	生年月日	現住所
①		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
* 記名押印に代えて署名することができます。 ※ 裏面の事項(1)～(7)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金を申請します。				住所 (平成26年1月1日時点の住民票所在地) ※ 現住所と同じ場合は記載不要

加算措置

(加算措置対象番号一覧)

加算の有無	対象番号
有・無	

- ① 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等 ② 児童扶養手当
③ 特別児童扶養手当 ④ 特別障害者手当

※ 複数に該当する場合は任意の番号を1つ以上記載。(複数記載可)

2. 上記1. の申請・受給者の扶養親族等であって同一の世帯に属する支給対象者

上記1. の申請・受給者(以下【a】といいます。)が、その扶養親族等で同一の世帯にいる支給対象者(以下【b】といいます。)を代表して、代理申請・受給する場合には、【b】の氏名等を下の欄に御記入ください(この場合、【b】は、それぞれ裏面(1)～(7)に誓約・同意し、【a】に申請・請求及び受給を委任するものとします。)

※ 加算対象者は、「対象番号」欄に上記1. の(加算措置対象番号一覧)にある該当番号(複数に該当する場合は任意の番号を1つ以上。)を記載してください。

氏名	性別	生年月日	加算措置	
			加算の有無	対象番号
1 ①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	有・無	
2 ①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	有・無	
3 ①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	有・無	
4 ①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	有・無	
5 ①	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	有・無	

* 記名押印に代えて署名することができます。

3. 支給額(請求額)

A 支給対象者 人 × 1万円 + B 加算措置対象者 人 × 5千円 = C 支給額(請求額) の合計 円

※ 1. の申請・受給者と 2. の支給対象者の合計

※ Aのうちで加算措置対象者の合計

4. 受取方法(希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

□ A 指定の金融機関口座(1. の申請・受給者の口座に限ります。)への振込を希望

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座		

※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

□ B 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは9月1日からとなります。)

(申請書裏面)

「誓約・同意事項」

- (1) 平成26年度分の市町村民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(2. の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、市区町村が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成27年3月末までに、市区町村が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (5) 臨時福祉給付金の支給後、平成26年度分の市町村民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。また、加算措置分のみ支給要件に該当しないことが判明した場合には、加算措置分の臨時福祉給付金を返還します。
- (6) [加算対象番号①に該当する場合] 加算対象番号①の年金の受給権(平成26年3月分)があり、平成26年4月の特例水準の解消の影響(平成26年4月分又は5月分の年金を受給)を受けます。
- (7)

申請内容確認書類 写し 貼付け

『一部の方のみ添付が必要』(ほとんどの方は添付して頂く必要がありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要です。)

- 加算関係確認書類([表面1の加算措置対象番号]の①の一部に該当する方)

【① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等】

65歳未満の(昭和24年3月2日以降に生まれた)方で、下記の(1)～(4)に該当する方は必要な書類を添付してください。65歳以上の方は添付不要です。

65歳未満で①の確認書類の添付が必要な方	添付書類
(1) 平成26年1月2日以降に他市区町村へ転出した方	年金額改定通知書の写し (平成26年6月(一部の方は5月)に送付予定。)
(2) 日本年金機構に住民票の住所ではなく他市区町村の居所を住所として登録している方	
(3) 共済組合等が支給する年金のみを受給している方	
(4) 年金額改定通知書が送付されない方(年金の裁定請求を遅れてした方又は手続中の方)	
	年金の裁定後に送られてくる年金証書の写し